

福島県中央家畜保健衛生所開所のお知らせ



近年の家畜衛生を取り巻く情勢の変化に対応し、福島県内の家畜保健衛生所を再編統合しました。

平成30年2月1日から、県中、県南、いわきの3ヶ所の家畜保健衛生所を統合し、新たに**中央家畜保健衛生所**となりました。



中央家畜保健衛生所では、高度な各種精密検査や県内全域の48ヶ月齢以上死亡牛のBSE検査を行う病性鑑定業務を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザなど社会的な影響の大きい特定家畜伝染病の危機管理対策の拠点として、安全対策・監視課を新設し、より一層、県内家畜防疫体制の充実を図って参ります。

主な業務

- 衛生指導事業
 - ・動物薬事、獣医事に関すること
 - ・家畜改良増殖に関すること
 - ・畜産環境保全に関すること
 - ・畜産物の放射線モニタリングに関すること
- 家畜防疫業務
 - ・家畜伝染病予防法に基づく検査及び指導
 - ・養蜂振興に関すること
- 病性鑑定業務
 - ・ウイルス、細菌、病理、生化学分野の精密検査による疾病診断
 - ・死亡牛 BSE 検査
- 安全対策・監視業務
 - ・特定家畜伝染病に係る安全対策・監視業務及び関係機関との連絡調整

所在地	963-6311 福島県石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114番12
電話番号	
・衛生指導課	0247-57-6131
・安全対策・監視課	
・防疫課	0247-57-6132 0247-57-6134
・病性鑑定課	0247-57-6139
FAX	0247-57-6144
E-meil	kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



～48ヶ月齢以上 BSE 検査対象牛の受入について～

中央家畜保健衛生所保冷施設で受入しております。

※搬入の際には、施設が中央家畜保健衛生所から離れておりますので、ご注意ください。(下記図参照)



郵便番号	963-6311
所在地	福島県石川郡玉川村大字岩法寺字宮ノ前140番32
死亡牛搬入受付 専用電話	090-5844-5300
死亡牛搬入受付 時間	毎週日曜日、12月31日、1月1日、1月2日を除いた 毎日8:30～16:00

